

【エ】 病弱に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・ 杖の持参使用（注1） ・ 試験室入口までの付添者の同伴 ・ 試験場への乗用車での入構 ・ 別室の設定（注2） ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定

【オ】 発達障害に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験時間の延長（1.3倍）（注3） ・ チェック解答（注4） ・ 拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付（一般問題冊子も配付）（注5） ・ 拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付（一般問題冊子も配付）（注5） ・ 注意事項等の文書による伝達（注6） ・ 別室の設定（注2） ・ 試験室入口までの付添者の同伴

【カ】 その他の配慮事項（【ア】～【オ】の区分以外の者）（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
【ア】～【オ】の区分以外の者で配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・ 別室の設定（注2）

（注1） 杖の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書の提出は必要となりますが、医師の診断書の提出は必要ありません。

（注2） 別室については、受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。

なお、特に個室（試験室に受験者1名）を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に希望する旨を記入した上で、必要とする理由を「状況報告書（別室の設定）」又は「状況報告書（発達障害関係）」に詳しく記入してください。大学入試センターが必要と判断した場合には個室とします。

（注3） 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入する（→34ページ）とともに、「診断書（発達障害関係）」、「状況報告書（発達障害関係）」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

（注4） チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。（→20・21ページ）なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

（注5） 拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の形態等については、「4-5 拡大文字問題冊子」（→22・23ページ）を参照してください。

なお、拡大文字問題冊子（22ポイント）を配付する者の試験室は別室となります。

また、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の㉑欄で選択してください。申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→27ページ）

	リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
		<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→37 ページ） ・診断書（病弱関係・その他）（→47 ページ）（注1・2） ※別室での受験を希望する場合 状況報告書（別室の設定） （→57 ページ）も併せて提出

リスニングにおいて配慮する事項（例）			必要な申請書類
試験時間	音声聴取の方法		
右のどちらか一方を選択（注7）	1.3 倍に延長（連続方式）	IC プレーヤー（受験者自身が操作）（注8）にヘッドホンを接続（注9）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→37 ページ） ・診断書（発達障害関係）（→49 ページ） ・状況報告書（発達障害関係）（→59 ページ）
	1.3 倍に延長（音止め方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）にヘッドホンを接続（注9）	
延長なし	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック解答を希望する者 IC プレーヤー（受験者自身が操作）（注8）にヘッドホンを接続（注9） ・上記以外の者 IC プレーヤーにイヤホンを接続 		

参照してください。）

	リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・途中退室を必要とするため、音声を一時停止することを希望する者 音声聴取の方法：CDプレーヤーにイヤホンを接続 試験室：リスニングのみ別室 ※ 途中退室する場合は、その都度監督者が再生を止めますが、途中退室した時間の延長は認めません。	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→37 ページ） ・診断書（病弱関係・その他）（→47 ページ）（注1・2） ※別室での受験を希望する場合 状況報告書（別室の設定） （→57 ページ）も併せて提出

（注6） 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注7） 延長方式は、申請後は変更できません。（→16・17ページ）

（注8） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

（注9） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

【備考】

- リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。
 別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内 45 ページや大学入試センターのホームページ（→裏表紙）を参照してください。
- タオル（サイズは問わない）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内 17 ページを参照してください。
- 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。